

第3回宮城県新しい公共支援事業運営委員会

次 第

日時：平成24年1月20日(金)

午前10時から正午まで

場所：宮城県行政庁舎4階 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 報告事項

- ・新しい公共支援事業交付金の追加交付について
- ・新しい公共支援事業実施要領等の改正について

(2) 審議事項

- ・新しい公共支援事業実績報告（平成23年度上半期）及び評価について
- ・宮城県新しい公共支援事業事業計画の変更について
- ・宮城県新しい公共支援事業の4次募集について

4 その他

5 閉 会

○説明資料

- 資料1 新しい公共支援事業（震災対応関連）平成23年度第3次補正予算の概要
- 資料2 平成23年度新しい公共支援事業交付金交付要綱について
- 資料3 新しい公共支援事業実施要領の一部改正について
- 資料4 新しい公共支援事業の実施に関するガイドラインの改定について
- 資料5 新しい公共支援事業実績報告の提出について
- 資料6 新しい公共支援事業の評価結果報告について（様式6）
- 資料7 宮城県新しい公共支援事業 事業計画（変更案）
- 資料8 宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業に係る募集要項（案）
- 資料9 宮城県NPO等支援委託事業に係る募集要項（案）

第3回宮城県新しい公共支援事業運営委員会委員名簿

分野	氏名	役職・所属団体等	備考
学識経験者	河村和徳	東北大学大学院情報科学研究科准教授	
	西出優子	東北大学大学院経済学研究科准教授	
中間支援組織	大久保朝江	特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる 代表理事	
NPO等	高橋賢一	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会 地域福祉部地域福祉課長	
	千葉和義	特定非営利活動法人Azuma-re 理事	
	村上和行	財団法人宮城県文化振興財団 専務理事兼宮城県民会館副館長	
企業、経済団体	今野薫	仙台商工会議所 総務管理部部長	欠席
金融機関等	大関均	優成監査法人 特定社員 営業統括本部長	
会計専門家	成田由加里	成田由加里公認会計士事務所 代表	
マスコミ等	谷藤仁史	河北新報健康保険組合 常務理事	

※敬称略，分野別五十音順

第3回宮城県新しい公共支援事業運営委員会 議事概要

1 日 時

平成24年1月20日(金) 午前10時から正午まで

2 場 所

県庁行政庁舎4階 庁議室

3 出席者

委 員：河村和徳委員，西出優子委員，大久保朝江委員，高橋賢一委員，
千葉和義委員，村上和行委員，大関均委員，成田由加里委員，
谷藤仁史委員

4 概 要

(1) 開会

(2) 議題

イ 報告事項

- ・新しい公共支援事業交付金の追加交付について
- ・新しい公共支援事業実施要領等の改正について

ロ 審議事項

- ・新しい公共支援事業実績報告(平成23年度上半期)及び評価について
- ・宮城県新しい公共支援事業事業計画の変更について
- ・宮城県新しい公共支援事業の4次募集について

(3) その他

(4) 閉会

5 出席委員からの主な意見の概要

(1) 新しい公共支援事業実施要領等の改正について

審査の参考にするため、福島県で既に募集を開始しているのであれば、福島県と事前に情報交換し、採択団体の名称及び採択団体の事業内容等を確認しておいた方がいいと思う。

(2) 新しい公共支援事業実績報告(平成23年度上半期)及び評価について

イ 「成果目標の達成状況」や「全体評価」欄の記載については、「なし」とするよりは、平成23年度下半期において平成23年度上半期を含めた形で報告する予定であるというような記載にした方が丁寧だと思う。

ロ 募集のPRについては、従前から大きな課題の一つになっていたので、今回の4次募集に関しても、より一層の御尽力をお願いしたい。

(3) 宮城県新しい公共支援事業事業計画の変更について

イ 事業実施主体に対し情報開示を義務付けるべきと考える。

ロ 県民が判断できるような形での情報の開示を強く推し進めていただきたい。

(4) 宮城県新しい公共支援事業の4次募集について

イ 新しい公共の定義について、ガイドラインの変更に沿って防災等に変更した方がいいと思う。

ロ 他県の団体が応募する場合は、単独ではなく、宮城県内で活動している団体との連携を要求してもらいたい。

ハ 新しい公共支援事業というのは、次につなげるための事業でもあるので、他県から宮城県に来ている団体が事業終了後いなくなり、地元の団体に成果等が全く引き継がれないということがないように、地元の団体との連携を強く打ち出してもらいたい。

ニ 各補助事業者に対し、事業終了後に検査に入るのではなく、できれば中間点等、事業の途中に指導に入るような仕組みを工夫して作ってもらいたい。

ホ 募集要項の「11 その他留意事項」に会計検査の対象になる旨の記載があるが、事業が未実施だった場合又は対象外の事業を行った場合は、返還もあり得ると記載し、各団体に注意喚起すべきであると考え。

ヘ 事業評価の際には客観的な評価がある程度必要であると考え。例えば、新聞記事にこういう形で紹介されたとか、町の広報でこういう風に事業が紹介されたとか、誰が見ても分かるような客観的なものがあってもいい。

ト 地方での事業説明会の開催について検討してもらいたい。